

「宇都宮」江戸時代”歩き地図”より

## 二荒山神社と氏子町

栃木県立博物館名誉学芸員

員

宇都宮伝統文化協会 柏村 祐司

### プロローグ

二荒山神社の祭祀形態についての再確認

○江戸時代までは、一般的に「宇都宮大明神」と呼ばれた・

○二荒山神社の祭祀形態

- ①宇都宮氏によって全面的に庇護された時代・鎌倉・室町時代
- ②徳川家康・江戸幕府に庇護された時代・江戸時代
- ③市民、その他によって庇護されている時代・明治期以降現代

### 1 宇都宮氏によって全面的に庇護された時代

①宇都宮朝綱・宇都宮大明神の社務職（しゃむしき）となる。

・元暦元年（1184）5月24日 宇都宮朝綱、源頼朝により宇都宮社務職を安堵される。

※『吾妻鏡』・「左衛門尉藤原朝綱、伊賀國壬生野郷の地頭職を拝領す。これ、日来平家に仕ふるといへども、懇志は関東にあるの間、ひそかに都を遁れ出て参上し、その功を募る。**宇都宮社務職**相違なきうへ、重ねて新恩を加へられ云々。」

日来・日頃 懇志・親切で行き届いたころざし。ねんごろな心

新恩・鎌倉幕府はその成立にあたって、御家人が以前からもっていた本領の権利を保障するとともに、新たに所領を恩賞として与えた。前者を安堵といい、後者を**新恩**という。

・社務職・検校とも呼ばれる。神事の遂行、神官・供僧の統率、神領の経営など神社の運営・維持全てを統括。宇都宮社務職になったということは、**宇都宮氏による宇都宮大明神支配の達成を意味。**

②「宇都宮弘安式条」に見る宇都宮大明神の祭礼・行事

※宇都宮弘安式条・弘安6年（1283）宇都宮7代景綱の代に制定。

・式条第7条・神官等鎌倉在住の時、当社の神事等の事右、二季御祭春・冬、三月会、一切経会、五月会、六月臨時祭、九月会、かの神事の時は、神官等たとひ鎌倉に参住すといへども、これを差し下さるべきなり。・

二季御祭春・冬、三月会、一切経会、五月会、六月臨時祭、九月会・主要な祭礼・行事

・二季御祭春・冬・現在の春渡祭・冬渡祭

・三月会・仏事、現在の花会祭（新暦4月11日）

・一切経会・児童の舞が演じられた。明治の神仏分離以降仏事は無くなった。

・五月会・流鏝馬

・六月臨時祭・流鏝馬

・九月会・現在の菊水祭か

### ③宇都宮弘安式条にみる宇都宮大明神の神官・僧衆・宮仕

弘安式条によると宇都宮明神の奉斎は、神官・僧衆・宮仕（みやづかえ）の3層の人々によって担われている

・神官・・鎌倉に出仕し、あるいは大番役などを務める御家人層。具体的には、九月会の池払いを勤仕する東上条・氏家・西方氏等、宇都宮氏を出自とする一門（庶流・・本家から分かれた家柄。分家）である。

神官の定員・・12人

神官の役割・・春冬二季の祭礼をはじめとする明神の神事祭礼を勤仕するとともに、それらに奉仕する宮仕を指揮、また、明神に関わる諸々の問題について評議。

・僧衆・・神宮寺を中心として仏事に携わる集団。一切経会以下の諸々の法会に出仕して宮仕を指導。三十講、夏安居などの年中行事に勤仕し、祈祷を行うなどの任務を負う。

その他、山臥（やまぶし）、稚児などが門下に置かれた。

・宮仕・・宇都宮明神に奉仕する人々。上層宮仕、下層宮仕など幅広い社会階層からなる。

上層宮仕・・益子・芳賀氏に代表される宇都宮氏の被官の領主層。

### ④式年遷宮祭に見る芸能の担い手

#### ○文明10年（1478）の場合

・12月5日、遷宮祭 社頭において神官の能、翌6日坊中の能奉納 完成したご本殿の前で神主や僧侶たちによる能が上演奉納される。

芸能の種類・・能、狂言、邂逅、白拍子、御子舞、獅子、王舞、田楽、真呂舞

出演者 **慈心院** 橋本坊 不動院 越前坊 蓬萊坊 竹内坊 池上坊 加賀坊 讃岐坊 中將坊 民部坊 豊後坊 少輔坊 左京坊 出雲坊 四位坊 二位坊

高尾神

白桑田 大羽 塩谷戸部 上三川芸州

田楽 日光山実教坊・宝蔵坊 日光山へ習いに行く

#### 宇都宮氏によって全面的に庇護された時代

まとめ・・宇都宮氏惣領が宇都宮社務職として明神奉斎の頂点に立つ・・その下に一門、

被官を神官・供僧・宮仕（上層）に任じて各々の役割を担当させる。

祭礼時における芸能の上演・・宇都宮一族をあげて上演

町人の関与は見られない。

## 2 徳川家康・江戸幕府に庇護された時代・・江戸時代

### ○徳川家康・江戸幕府に庇護される直前の二荒山神社

・天正17年（1589） 北条氏直が宇都宮国綱を攻めた時に、その兵火により社殿焼失。

・慶長2年（1597） 22代宇都宮国綱豊臣秀吉により改易、二荒山神社宇都宮氏の庇護を失う。社領わずかに200石。

#### （1）徳川家康・江戸幕府の庇護

○慶長7年（1602） 徳川家康二荒山神社に神領1500石を寄進（宇都宮市瓦谷・掘米・関沢、逆面・叶谷、高松の6か村）・・二荒山神社の経済基盤安定

1500石の内訳 1075石・神社の造営・祭礼領 内150石大湯料

427石・社家・宮仕らの手当て

○慶長10年（1605） 天正17年の兵火で焼失した社殿、家康の命により再建される。

本殿の勾欄擬宝珠4個を奉納「下野国河内郡宇都宮大明神御建立 征夷大將軍源家康」の銘刻印。

その後 日光社参との関係で宇都宮要衝の地となる 社殿の修復 15回

○社職 慶長7年（1602）、ご神領を寄進された時の二荒山神社の神主・社家等の構成

神主 1人

社家 4人 内1人は下の宮社家

**神宮寺 2人 嘉永3年（1850）の神宮寺は、本宮寺、神楽寺、金照院、浄心院、不動院、大日院の6寺。**

宮仕 6人

樵夫 6人

神子 5人

八乙女 8人

獅子田楽 4人、享保13年（1728）の記録には無し。

楽者 6人

鐘撞 2人

馬場掃除 3人

掃除 3人

檜物師 1人

土器師 1人

以上 52人・祭礼・行事を執行

※社家、神主等旧神職は宇都宮氏改易後離散したがご神領寄進に伴ない旧神職は帰参が命じられ奉齋を改めて任された。

※「宇都宮御神領之割符」神社蔵文書写 に 小祢宜 210石 53人とある。

上記52人に小祢宜を加えれば106人となる。

**まとめ 江戸時代初期の二荒山神社の祭礼・行事は、二荒山神社の社職によって執行された。町人の参加は原則無し。**

（2）町人の付祭り参加・氏子組織の形成

①付祭りの由来

○寛文13年（1673・延宝元年）九月の大湯祭の流鏝馬神事後の祭礼行列に付祭りとして氏子町人手踊り、高張り提灯などを出す。

・『宇都宮』上野家所蔵・正徳4年（1711）下野庵宮住（上野久左衛門）編に「寛文十二年冬渡祭より桃灯（ちょうちん）三十四町より出之、同十三年春渡より町中桃花出之、曲師町より十二三之子供、唐人衣装にて罷出る、同九月太子始る。番付之儀者、町中名主共到着順を以相極る、…」とある。

寛文12年（1672）の春、日野町より失火、東風はげしく、曲師町は風下になったが、類焼の難を免れた。町内の人々は、大明神の駕籠を深く信仰していたので、冬渡

祭にあたって、報さいのために、町内の12、3歳の子供数人を唐人装束にて参加させ神輿に供奉させた。翌春の春渡祭には、他の町々も出し、非常に混雑したので、後、九月の大祭に付祭りの願いを出して許可になった。

## ②宇都宮の氏子町

○慶長7年（1602） 32町

○享保9年（1724） 35町

○弘化4年（1847） 39町

1馬場町 2宮嶋町 3大工町 4日野町 5裏町 6伝馬町 7熱木町  
8南新町 9材木町 10曲師町 11歌橋町 12本郷町 13池上町 14蓬莱町  
15挽路町 16新石町 17杉原町 18鉄砲町 19茂破町 20材木横町 21大黒町  
22上河原町 23小袋町 24石町 25大町 26押切町 27扇町 28新宿町  
29今小路町 30寺町 31清巖寺町 32千手町 33小門町 34剣宮町 35小田町  
36博労町 37下河原町 38新田町 39小伝馬町

※太字下町 細字上町

・氏子組織は、各町を単位に形成。各町には、氏子総代（町の名主）がいた。

まとめ 江戸時代中期以降 氏子町形成される。・9月大湯祭流鏝馬神事の後の祭礼行列に付祭りに参加。

幕末氏子町39町・ただし宇都宮藩主の家来（藩士）は、氏子町には加わらず。

二荒山神社の祭礼・行事への参加は一部のみ・春・冬渡祭における神輿の渡御行列・先頭・宮島町の高張提灯、猿田彦命・最後尾惣町より高張提灯

## 3 明治以降の二荒山神社

（1）明治新政府の政策の大転換に伴うもの。・明治期から昭和初期

①上知令により神領1500石を失う。・経済基盤を失う。特に祭礼に関わる費用を失う。

神社の歳費、社殿の再建・氏子の寄付、賽銭、祈祷料等

・氏子の寄付・本殿等焼失社殿の再建には、氏子の寄付を仰ぐために世話人を設定。博労町の篠原友右衛門 25両を寄付（寄付第一号）

※上知令（じょうちれい・あげちれい）・江戸時代に認められていた寺院と神社の領地が1871年（明治4年）と1875年（明治8年）の2回の上知令により没収。背景には廃藩置県に伴い、寺社領を与える主体であった領主権力が消滅したために寺社領の法的根拠も失われたこと、地租改正によって全ての土地に地租を賦課する原則を打ち立てるために寺社領を含めた全ての土地に対する免税特権を破棄することを目的としていた。

②神仏分離・社家の解任と新たな体制の確立

○明治4年（1871）2月 中里、飯田両家神主解任・神宮寺、神楽寺、大日院、不動院、金照院の別当寺廃止。・旧体制の廃止

※神宮寺の廃止に伴う動き

- ・二荒山神社周辺にあった神宮寺を廃止し建物を取り壊す。
- ・僧侶の還俗・神宮寺の僧侶の身分を一般人とする。
- ・二荒山神社の祭礼・行事を全て神主が執り行う。
- ・仏教的な祭礼・行事廃止

ただし、旧来の三月会は、現在 4 月 1 1 日に花の会祭と変更、神職により実施。

※旧来の社職廃止後もしばらく二荒山神社へ奉仕。明治 9 年の「御社記」に祠官 1 名 祠掌 2 名

旧神官、神主 1 名、権祢宜 5 名、下宮祢宜 1 名、社僧 6 名、下社人 5 4 名。

#### ○新たな社職の誕生・世襲でない社職

上記の「御社記」に祠官 1 名 祠掌 2 名 神主 1 名、権祢宜 5 名、下宮祢宜 1 名等

・江戸時代にくらべ大幅に社職の人員減少

※ 現在の構成・人数 総数 2 6 名

神主・宮司 1、権宮司 1、祢宜 2、権禰宜 8、出仕 1 計 1 3 人

巫女・6 人 その他（事務、境内管理等）7 人

#### ○氏子の協力、旧御神領下の住民の協力なしに祭礼・行事の執行が出来なくなる。

春・冬渡祭および菊水祭の神輿の渡御に顕著。その他、楽人、神楽演者等を社職以外の者に依頼。

#### ○祭礼・行事の衰退・経済的な問題、人手の問題

・大湯祭の行事、すべてに節約を加えざるを得なかった

湯屋の廃止、潔斎の廃止、百味の供物廃止・大正 3 年神社祭祀令の改正を機に円鏡および奉幣行事以外は、旧来の風習廃止。

・大湯祭の名称に代わり、秋山祭、菊水祭の名称

・付祭りの衰退 山車・屋台等の奉納が次第に衰退。

・屋台・山車を他町へ譲渡

#### ③社格問題・大明神から二荒山神社へ

○明治 1 6 年 5 月 5 日 郡役所において、国幣中社の達。

国幣中社に列せられた要因。平安時代の延喜式神明帳にある「河内郡一座 大 二荒山神社 名神大」・ここに記されている二荒山神社は当社のことである。・以後、二荒山神社と名乗る。

#### （2）第二次世界大戦後の変革

① G H Q の指令による社格制度廃止・国家管理から宗教法人への転換

② 信仰の自由・氏子制度の衰退

③ 第二次世界大戦時の空襲による山車・屋台の焼失・付祭り執行がとどこおる。

現存する昭和初期以前の屋台・山車・伝馬町彫刻屋台、蓬萊町彫刻屋台、大黒町花屋台、本郷町神功皇后山車、旧新石町火焰太鼓山車、旧南新町桃太郎山車

太字 復元

#### まとめ

・氏子の経済的、労力での協力なしに祭礼・行事を執行できなくなる。氏子の存在大。

・第二次世界大戦は、

空襲による屋台・山車の焼失、社格制度の廃止、信仰の自由に伴う氏子の変革等に伴い祭礼・行事が衰退。・氏子組織の衰退、それにかわる支持団体を形成・二荒山神社神輿会の組織

#### 課題 氏子活動の問題として

菊水祭における山車・屋台奉納巡行の復活できないものか